に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該顧客が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に関し当該顧客が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該顧客の同意があると合理的に認められるときは、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。

二　登録金融機関又は委託金融商品取引業者が顧客（法人に限る。以下この号において同じ。）に対して当該顧客の特別情報の委託金融商品取引業者又は登録金融機関への提供（以下この号において「特別情報の提供」という。）の停止を求める機会を適切に提供している場合は、当該顧客が当該停止を求めるまでは、当該特別情報の提供について当該顧客の書面による同意を得ているものとみなす。

第百五十三条第一項第七号イ中「場合」の下に「（発行者等が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって、かつ、当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該発行者等が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなす。）」を加え、同号リ中「内部管理」を「内部の管理及び運営」に改め、「情報を受領」の下に「（第三項第七号に掲げる業務の全部又は一部を行うために必要な情報を受領する場合においては、当該金融商品取引業者の子法人等からの受領に限る。）」を、「特定関係者に提供」の下に「（同号に掲げる業務の全部又は一部を行うために必要な情報を提供する場合においては、当該金融商品取引業者の親法人等への提供に限る。）」を加え、同項第八号中「すること」の下に「（前号イの規定により当該顧客の書面による同意を得たものとみなされる場合を除く。）」を加え、同項第九号中「内部管理」を「内部の管理及び運営」に改め、同条第三項中「内部管理」を「内部の管理及び運営」に改め、同項に次の二号を加える。

七　子法人等の経営管理に関する業務（前各号に掲げるものを除く。）

八　有価証券の売買、デリバティブ取引その他の取引に係る決済及びこれに関連する業務

第百五十四条第四号イ中「場合」の下に「（発行者等が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって、かつ、当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該発行者等が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなす。）」を加え、同号リ中「内部管理」を「内部の管理及び運営」に、「前条第四項各号」を「同条第四項各号」に改め、「である者」の下に「（同条第三項第七号に掲げる業務の全部又は一部を行うために必要な情報を提供する場合においては、当該登録金融機関の親法人等である者に限る。）」を加え、同条第五号中「すること」の下に「（前号イの規定により当該顧客の書面による同意を得たものとみなされる場合を除く。）」を加える。

第百五十七条第一項第二号ハ中「第百五十三条第一項第七号イ」の下に「（同号イの規定により書面による同意を得たものとみなされる場合は、当該場合に該当することを証する記録）」を加える。

第二百七十五条第一項第十二号中「がある場合」の下に「（当該顧客が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって、かつ、当該顧客が所在する国の法令上この号に規定する行為（情報の受領又は提供に限る。）に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該顧客が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に関し当該顧客の同意があると合理的に認められるときは、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。以下この号において同じ。）」を加える。

附　則

この府令は、平成二十六年四月一日から施行する。

府令・復興庁令・省令

○内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

東日本大震災復興特別会計事務取扱規則（平成二十四年内閣府・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典

別表第三借方科目の項中「災害等廃棄物処理事業費負担金収入」の次に「附帯工事費負担金収入」を加える。

府令・省令

○内閣府、財務省令第四号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項の規定に基づき、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「「金庫」という」を「「金庫」と総称する」に改める。